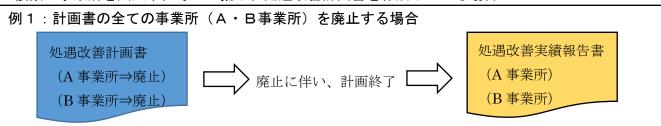
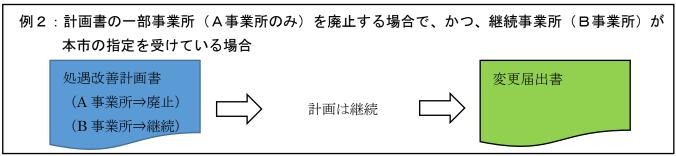
廃止する事業所の介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の届出例 ※以下については次のとおりとする。

- ・「処遇改善計画書」には、「特定処遇改善計画書」を含む。
- 「処遇改善報告書」には、「特定処遇改善報告書」を含む。
- (1) 事業所単位で処遇改善計画書を作成している場合

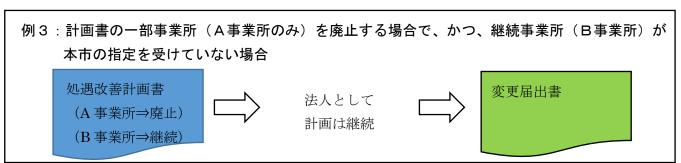
- ⇒最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに、実績報告書を提出してください。
- (2) 複数の事業所を法人単位等で一括し、処遇改善計画書を作成している場合



⇒最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに、実績報告書を提出してください。



⇒計画の対象事業所の減少について、速やかに変更届出書を提出してください。実績報告書は、A・B事業所分をまとめて作成し、算定年度終了後に提出してください。



⇒本市が指定する事業所は廃止となりますが、B事業所が継続するため、計画は継続します。このため、計画の対象事業所の減少について、速やかに変更届出書を提出してください。実績報告書は、A・B事業所分をまとめて作成し、算定年度終了後に提出してください。